

優秀修士論文概要

ドイツ東方研究の再検討

——ヘルマン・オーバンとテオドア・シーダーを中心として——

山 崎 皓 平

1. はじめに

本論文は、20世紀ドイツ歴史学の一大研究分野であった東方研究（Ostforschung）を再検討したものであり、ヘルマン・オーバン（Hermann Aubin, 1885-1969）とテオドア・シーダー（Theodor Schieder, 1908-1984）という2人の歴史家を具体的な考察対象にして、これまで曖昧かつ不明瞭であった東方研究の輪郭を少しでも鮮明にすることを目指した。東方研究はドイツの政治的東方拡大を歴史学的に正当化する試みであり、中・東欧における中世以来のドイツ民族の文化的・経済的・軍事的貢献が拡大の根拠とされた。第一次世界大戦の結果としてのヴェルサイユ条約締結ならびにヴァイマル共和国建国に対する学術的反動として自己を形成した東方研究は、ナチ時代に過激化・先鋭化を経験し、1945年を乗り越えて西ドイツでも活動を継続した。1990年代には組織的断絶を迎えることとなるが、その理念はいまなおドイツの諸領域に根付いており、決して過去の出来事として一蹴できるものではない。その成立から約一世紀が経たんとする今こそ、東方研究を改めて正面から検討し直す必要があると言えよう。

以下に、本論文の本論及び結論を略叙する。記述の順序は概ね本論文の章立てに沿ったものである。

2. 東方研究の萌芽と発展

本論文は第1章「問題の所在と先行研究」、第2章「東方研究」、第3章「ヘルマン・オーバン」、第4章「テオドア・シーダー」、第5章「1939年の意見書」、終章「東方研究者としてのオーバン及びシーダー」から構成されている。ここでは第2章に相当する東方研究史の概観から始めたい。

先述の通り、東方研究の成立は第一次世界大戦におけるドイツの敗北を直接的契機としている。終戦政情不安に悩まされたヴァイマル共和国では、賠償金賦課と東部領土割譲を骨子とするヴェルサイユ条約の受諾に抵抗する、反共和派が跋扈していた。東方研究は民族主義的研究を推進することで、学問の立場からこの動きに呼応したのである。揺籃期たるヴァイマル時代には、1926年創設の「ドイツ民族・文化基盤研究ライプツィヒ財団」が一大研究機関として登場し、東方研究を含む民族主義的歴史研究を統括した。

ナチ時代に入ると、空中分解した財団の後継組織として「民族ドイツ研究共同体」が設立され、その傘下組織として東方研究を専門とする「北東ドイツ研究共同体（NOFG）」が誕生する。一方で、20年代末頃からプロイセンの機密文書館を率いていた中世史家アルベルト・ブラックマン（Albert Brackmann, 1871-1952）もまた東方研究の組織化を企てており、「ダーレム出版所（PuSte）」を設立すると共にNOFGの代表に就任し、ナチ時代の東方研究の中央集権化を果たした。

1945年の破局に際し、東方研究体制は一度、全面的な崩壊を余儀なくされた。ドイツ東方拡大の支持

という性質上、戦後東方研究の存続の場は西ドイツに限定されることとなる。1950年にはブラックマンの右腕であったオーバンとヨハネス・パプリッツ（Johannes Papritz, 1898-1992）が四散した東方研究者を糾合し、西ドイツのマールブルクにヨハン・ゴットフリート・ヘルダー研究所及び研究理事会（Johann Gottfried Herder-Institut und -Forschungsrat, JGHI・JGHF）を創設する。言うまでもなく、これはNOFG、PuSteの後継組織であった。戦後東方研究は政情変化に合わせて研究課題を変更しながら1990年代まで活動を継続したものの、JGHIが内部改革の末にJGHFより分離したことで、一旦はその歴史に幕を引くこととなる。もっとも、それで東方研究の全てが霧散したわけではなく、今なおドイツ社会の随所にその痕跡が見出され得るのである。

3. ヘルマン・オーバン、テオドア・シーダー

続いて、2人の東方研究者の事例研究を扱った、第3章と第4章の概略を説明する。

1人目は中世史家ヘルマン・オーバンである。オーバンは1885年にバーメンのライヒェンベルクに生を受け、第一次世界大戦に従軍した後にドイツ国籍を取得、ヴァイマル時代はボン大学やギーゼン大学で、ナチ時代にはブレスラウ大学で教鞭を執る。先述の通り、彼はブラックマンの腹心として東方研究に携わっており、西ドイツ時代にはその意志を継いでJGHI・JGHFの創建に尽力し、1969年にフライブルクに没した。本論文では彼の4本の論文、「シュタムにおけるドイツ民族」（1928年）、「ドイツ東方とドイツ民族」（1930年）、「古きドイツライヒの東方境界」（1932年）、「中世ドイツ東方植民の全体像」（1942年）を検討し、その思想的特徴として以下を導出した。オーバンはドイツ東方をドイツ民族の所有物と見做し、中世における民族主体の「民族的自発的入植運動」と近世近代における国家主導の「国家理性的植民政策」に続く眼前の第3の植民運動が遂に東方を取り返す、といった歴史観を有していた。同時に彼はスラヴ人に対する否定的評価を隠さず、ドイツによる東方支配をロシアからの解放と考える、ドイツ人解放者理論を支持した。

2人目は近現代史家テオドア・シーダーである。バイエルン生まれのシーダーは、1933年にミュンヘン大学で博士号を取得すると、1937年にナチ党に入党、その後はケーニヒスベルク大学で教授、哲学部長を務めた。戦後は西ドイツでケルン大学総長やドイツ歴史家連盟代表などの要職を歴任し、1984年にケルンでその生涯を終えた。ナチ時代には東方研究に従事しブラックマンとも関係を持ったが、オーバンとは異なり、戦後はそこから距離を置いている。本論文では彼の3本の論文、「世界大戦中のドイツ及びリトアニア問題」（1937年）、「ファシズムと帝国」（1940年）、「領邦等族国制、民族政治と民族意識」（1943年）を検討し、その思想的特徴を以下のように把握した。シーダーは中近世の在外ドイツ人等族が希求していた、個々の自治的政治単位を基盤とした広域的秩序構想である「ライヒ思想」に注目し、ドイツ支配下での諸民族共生の可能性を説いた。無論、これがスラヴ人に対するドイツ人の優越性を前提としていることは疑いようがない。

4. 1939年の意見書

第5章では1939年9-10月に作成された意見書を手掛かりに、オーバンとシーダーの思想的結節点を探っている。まず意見書の成り立ちを、それから意見書に看取される思想を確認したい。

意見書計画の発端は1939年9月中旬、オーバンがブラックマンに宛てた手紙に求められる。彼は月頭の独波開戦を受けて、来る戦後処理に東方研究の成果を持ち込むべきと主張し、そのために軍や諸官庁

の高官に意見書を送付せんと持ち掛けたのである。ブラックマンは提案を容れて、ベルリンとブレスラウに作業グループを設置し、以降の進行は現場に一任した。前者の代表がシーダー、後者の代表がオーバンであり、彼らは9月28日のブレスラウ会議で意見書の構成などを協議し、作業分担を取り決めていた。ところが、この後に官庁側より政情変化の故に意見書は不要となったとの通達を受ける。それでも10月7日まではシーダーが暫定稿を起草し、11日には修正稿がPuSteの名義で関係各所に配布された。もっとも、既に用済みとされていた意見書が反響を呼ぶことはなく、計画はそのまま蹉跌をきたした。

本論文ではブレスラウ会議の議事録、シーダーの手に成る10月7日の意見書、何者かがシーダーの草稿を加筆修正した10月11日の意見書の3つの文書、その他の計画に関する書類等を利用し、意見書に表出する東方研究的思想を分析した。意見書曰く、ドイツ民族はドイツ東方において文化的偉業を重ねてきたが、1919年の不正を通じて現地のドイツ人は粗暴な非ドイツ化政策に晒され、しかしそれは民族間の包括的賠償をもって埋め合わされるべきであった。加えて、ドイツ東部国境線の更新と独波の民族的分離の徹底も主張された。実際のところ、これら意見書の提言のいずれが誰に由来するのかについては、判然としない。それでも同計画が東方研究の領域において推進されたこと、その陣頭指揮を担ったのがオーバンとシーダーであったことは事実であり、またドイツ民族の歴史的貢献の喧伝や国境線の東方拡大といった要素が2人の持つ東方観と符合することも、等閑視されるべきではなかろう。

5. おわりに

終章では研究全体の議論をまとめ直した上で、オーバンとシーダーの思想ならびに意見書における主張を総合し、その共通点と相違点を明示している。共通点としてはスラヴ人の能力の過小評価、ドイツ人支配の正当化、ドイツの東方拡大の積極的支持が挙げられよう。一方でその理論の根拠をどの時代に見出すか、またドイツの国制の中心をどこに求めるかに関しては相違している。オーバンとシーダーが東方研究者の代表というわけではないせよ、これら同異点が東方研究を形成する思想的特徴の一端であることは間違いない。共通点は東方研究の根幹たる思想的公約数として、相違点は前述の不明瞭さの要因である思想的多義性として、それぞれ理解され得るであろう。

勿論、本論文は2つの事例研究に依拠して東方研究の実相を少しでも明らかにしようとする試みに過ぎず、東方研究の全容を明らかにしたわけでも、その今日的意義を解明したわけでもない。むしろ、本論文が当該分野の研究の嚆矢となることを望むものである。

優秀修士論文概要

フィンランド大公国における「folk」「nation」概念の変遷

——サカリウス・トペリウスの主張を中心に——

吉 田 眞生子

中世以来スウェーデン王国の東部地域であったフィンランドでは、19世紀初頭にロシア帝国内部の自治大公国となった後もスウェーデン語が行政・教育言語であり続けたため、エリートの大半がスウェーデン語を使用していた。それに対して多くの民衆はフィンランド語を使用していたが、沿岸部の住民の中にはスウェーデン語を母語とする者も存在した。こうした複雑な言語状況において、19世紀のフィンランドのエリートは「フィン・folk」の範囲や「nation」の基盤について多様な方法で説明した。スウェーデン語やスウェーデン語話者の扱いに関しても、エリートの間で意見が一致することはなかった。

このように多様な「folk」「nation」概念の存在は、従来、フィンランド語、スウェーデン語それぞれを基礎としたナショナリズム（フェンノマン運動、スヴェコマン運動）や言語闘争の思想的背景として紹介されることが多く、エリートによる「folk」「nation」の定義やそれらをめぐる議論の変遷を長期的な視点で検討する研究が不足している。

本稿ではこうした問題意識の下で、諸概念の定義をめぐるエリートの議論の一端を明らかにしようとした。その上で本稿が重視したのが、スウェーデン時代の基本法によって「folk」は立法権の一部を保障されているという理解が1860年代にエリートの間で広く共有され、それ以後誰が「folk」を代表する資格を持つかをめぐる論争が開始されたという先行研究の指摘である。これらの点を考慮に入れると、「folk」の定義、とりわけスウェーデン語、スウェーデン語話者の位置づけをめぐる議論は、1860年代以降にそれまでとは異なる重要性を持ったのではないかという仮説が生じてくる。本論文の目的は、フィンランド大公国の代表的な知識人であるサカリウス・トペリウス（Zacharias Topelius, 1818-1898）の示した「folk」概念、関連する「nation」概念の変遷を解明することを通じて、この仮説を検証することである。

作家、詩人、ジャーナリスト、歴史家など様々な顔を持ったトペリウスは、大公国のフィンランド語話者、スウェーデン語話者から成るひとつの「folk」「nation」の存在を主張したことで知られているが、言論活動を開始した当初は言語や血縁といった要素を重視していたことが先行研究で指摘されている。ただし、彼の主張の変化の具体的な時期や背景については詳細な検討がなされていない。筆者は、「folk」「nation」の定義をめぐる議論に活発に参加し途中で諸概念の定義を変化させてもいるトペリウスを事例として取り上げることは、上述した仮説を検証する上で適切だと考えた。検討時期はトペリウスが言論活動を開始した1840年代から1870年代までとし、主な史料としては彼のフィンランド史に関する出版物と大学での講義原稿を使用した。

本論文では、第Ⅰ部（第2章、第3章）で時代背景を説明した後に、本論にあたる第Ⅱ部（第4章、第5章、第6章）でトペリウスのフィンランド史叙述に表れた「folk」「nation」概念を、

スウェーデン語やスウェーデン語話者の位置づけに注視して分析した。本論文が対象とする1840-70年代のトペーリウスは、スウェーデンの地域史に留まることのないフィンランド固有の歴史を提示することを目指しており、「フィン・folk」の精神の表出を意味する「ナショナルテート」の発達を軸に歴史を提示している。しかし、「フィン・folk」の構成員や「ナショナルテート」の形成要素は1840-70年代の間に変化している。

分析にあたって筆者は以下のような仮説を立てた。トペーリウスが提示した「folk」、「ナショナル」概念の変化は、三つの時期に区分して理解できる。ただし、トペーリウスは三つの時期をつうじてずっと、フィンランドを祖国とする大公国住民の全体が長い時間をかけてひとつの言語・文化的共同体へ統合される未来を理想としていた。トペーリウスのフィンランド史叙述における「folk」、「ナショナル」概念の変化は、彼の思想の根本的な変化を意味するものではなく、むしろ、政治状況の変化に対応しながら自らの理想を守ろうとする試みの表れであった。第4章、第5章、第6章はこの三つの時期のそれぞれを扱い、仮説の実証を試みた。

第1期（1840-50年代）においては、「フィン・folk」は政治的共同体として規定されず、したがって「folk」の構成員は詳細には示されなかった。しかし、「フィン・folk」の「ナショナルテート」の土台がフィン系と理解された諸民族の中に求められた一方で、沿岸部に居住するスウェーデン語話者の民衆（「スウェーデン系の植民者」）は「スウェーデン・folk」の「ナショナルテート」を有する存在として提示された。ただし、彼らもまたフィンランドを祖国とする存在として説明され、いずれ自然な形で「フィン・folk」に統合されていくことが想定されていた。

第2期（1860年代）のトペーリウスは、「フィン・folk」が1809年に「ナショナル」（政治的共同体）になったという1861年の新聞論争の結論を受け入れ、さらに大公国外のフィンランドに関する報道にも影響を受けて、「ナショナル」としての「フィン・folk」の存在を歴史的に根拠づける必要を感じた。したがって、「フィン・folk」は1809年以前に歴史を持たないとする自身の1840年代の主張を明確に否定し、スウェーデン時代における「フィン・folk」固有の文化史・政治史の存在を肯定するようになった。その結果、フィン系の諸民族のひとつの「フィン・folk（ナショナル）」への統合を、スウェーデン時代のフィンランド史を扱う中で説明するようになった。「スウェーデン系の植民者」は、フィン系の諸民族の統合とは別の文脈で同国人としての資格を持つことが説明された。これは、トペーリウスが第1期で構想した「フィン・folk」の未来像を放棄したことを意味しない。そうではなく、周囲の状況の変化に対応し、「folk」が「ナショナル」となる時期を未来から過去に修正した結果である。

第3期（1870年代）のトペーリウスは、「フィン・folk」という表現には二通りの意味があると説明する。その第一は、狭義の「フィン・folk」で、これは「フィンランドのfolkの元々の核を形成し、こんにちにもなお非常に圧倒的な多数を形成する本来のフィン・folk」、すなわちフィンランド語話者の民衆を意味する。対して第二は、「血縁や言語において互いに異質なふたつのfolkの要素によってもともと構成されており、後にはいくらか少数の他の要素も混ざってきた」ものの歴史的伝統の力によって統合されてきた広義の「フィン・folk」である。その上で、トペーリウスは、広義の「フィン・folk」が歴史的伝統の力を通じてひとつの「folk」、ひとつの「ナショナル」に成長してきたことをフィンランド史から明らかにする、と明言した。こうした「folk」、「ナショナル」概念の変化の背景には、「folk」が皇帝と「国家権力」を分有しているという理解が

1860年代に大公国のエリートの間で広まって以降に、G・Z・ユルヨ=コスキネンが自身の率いるフェンノマンの要求を「フィンランドのカンサ（folk）」の名前で正当化し始めたことがある。ユルヨ=コスキネンは、「フィンランドのカンサ」をその多数派を形成する狭義の「フィン・folk」と同一視し、フェンノマンを「カンサ」の代表者として提示することで、フェンノマンの政治的要求を正当化した。しかし、狭義の「フィン・folk」の意志を政治的要求の根拠とする彼のレトリックは、「スウェーデン系の植民者」だけではなく、スウェーデン語を話す多くのエリート層をも排除するものであった。トペリウスは、こうした「folk」理解が『ヴァイキング』紙が掲げたような思想（エリート層は「スウェーデン系の植民者」と同じ「スウェーデン人」である）を正当化することで言語と「ナショナルイデオロギ」の結びつきを強化していることを危惧し、これまで主張してきた「フィン・folk」の概念を広義の意味での「フィン・folk」に変更した。しかし、この変更も、トペリウスが第1・2期で構想した「フィン・folk」の未来像の放棄を意味しない。ユルヨ=コスキネンの主張は、フィンランドを祖国とする大公国住民の全体が長い時間をかけて言語・文化的共同体として統合される、というトペリウスの従来の構想の実現を妨げるものであった。トペリウスは、こうした構想を擁護するために、狭義の「フィン・folk」ではなく広義の「フィン・folk」、すなわち市民権を持つ大公国住民から成る「folk」を皇帝と「国家権力」を分有する者として提示したのである。

以上の分析から、大公国のフィンランド語話者、スウェーデン語話者から成るひとつの「folk」「nation」の存在をトペリウスが主張するようになった背景が明らかになった。「folk」が皇帝と「国家権力」を分有しているという理解が広まった状況でユルヨ=コスキネンがそれをフィンランド語話者の民衆と同一視する主張を行ったことが契機となり、トペリウスは「スウェーデン系の植民者」を「フィン・folk」に積極的に包摂したのである。この結果は、「folk」の定義、とりわけスウェーデン語、スウェーデン語話者の位置づけをめぐるエリートの議論は1860年代以降にそれまでとは異なる様相を呈していたことを示唆した。